

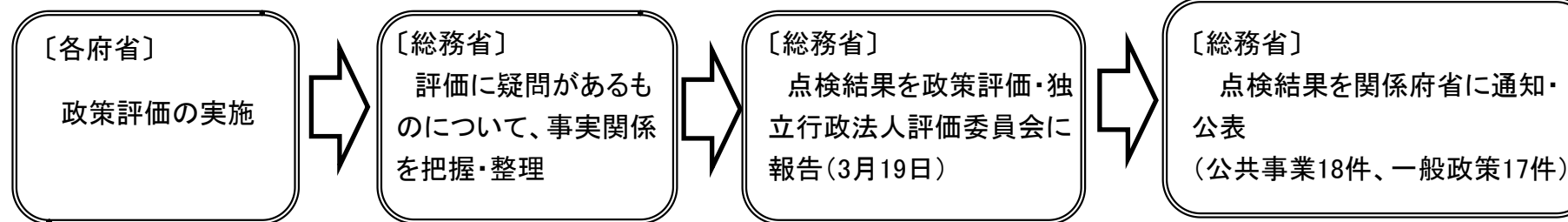
# 政策評価の点検結果の概要

総務省では、政策評価の一層の質の向上とそれを通じた評価の実効性の確保を目的として、政策評価の点検活動を実施しています。

今回の「政策評価の点検結果」は、各府省が実施した政策評価について、平成21年度に総務省が点検を行った結果を関係府省に通知・公表するものです。

## ① 評価の内容点検

評価の妥当性に疑問が生じた場合、評価の内容に踏み込み点検し、評価のやり直しなどを指摘するもの



## ② 評価のやり方点検

目標が明確であるかなど、評価として備えるべき水準に達しているかを点検し、課題を提起するもの

# 評価の内容点検のポイント

評価に疑問のある35件（8府省）の政策評価について事実関係を整理し、改善の方向を指摘

## I 公共事業（18件）〔複数の疑問に該当する政策評価があるため、延べで26件になる〕

《費用対効果分析マニュアル又は評価手法に関する疑義》

- ① 費用対効果分析マニュアルに不備等があるもの ----- 2件
- ② 費用対効果分析の手法が確立していないもの ----- 1件

《費用対効果分析の方法に関する疑義》

- ③ 費用対効果分析の評価手法に疑義があるもの ----- 1件

《需要予測等に関する疑義》

- ④ 費用対効果分析の前提となる需要予測等に疑義があるもの ----- 3件

《費用対効果分析の実施に当たっての疑義》

- ⑤ 費用対効果分析マニュアルの適用方法に疑義があるもの ----- 6件
- ⑥ 費用対効果分析に際しての基準年等に疑義があるもの ----- 3件
- ⑦ 費用対効果分析に当たり一部費用が未計上であるもの ----- 4件
- ⑧ 費用対効果分析に用いられるデータ等の信頼性に疑義があるもの ----- 3件
- ⑨ 評価結果についての理由の説明が不十分であるもの ----- 3件

## II 一般政策（17件）

- ⑩ 目標の達成度合いが低調又は目標の達成見込みがないにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの --- 6件
- ⑪ 評価結果の判定根拠の説明が不十分であるもの ----- 2件
- ⑫ あらかじめ設定した指標と異なる指標で評価しているもの ----- 2件
- ⑬ 指標の測定に用いるデータの加工方法に疑義があるもの ----- 1件
- ⑭ 政策効果を測定するために十分な指標が設定されていないもの ----- 4件
- ⑮ 政策効果を測定するために適切な水準の指標となっていないもの ----- 1件
- ⑯ 数値化等による指標の具体化が不十分であるもの ----- 1件

# I 公共事業

## 1 費用対効果分析マニュアルに不備等があるもの／評価結果についての理由の説明が不十分であるもの

### 水道水源開発施設整備事業（サンルダム）（北海道）〔厚生労働省〕

（事業概要）名寄市の風連地区及び自衛隊専用水道などにおける水質の改善や水源からの取水の不安定さを解消するため、サンルダム（検証対象）に参画し1,510m<sup>3</sup>/日の新規水源を求める

（事業費）2.4億円

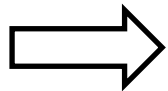
（事業期間）平成7年度～32年度

#### （評価の概要）

- 平成17年度の再評価では、「ダムがない場合の渇水被害額」を便益としていたが、今回（20年度）の再評価では、「ダムがない場合は風連地区などにおける浄水施設に係る施設更新などが必要となるため、その回避費用」を便益としている。

#### 平成17年度再評価

便益：ダムがない場合の渇水被害額



算定方法を変更

#### 今回再評価

便益：浄水施設に係る施設更新などの回避費用

- また、今回の再評価における便益の算定は、マニュアルにおける「回避支出法」を採用したとしている。

回避支出法：家計等の需要者が水質の悪い水道水などの望ましくない事態を回避するために支出する費用を価値とみなす方法。  
例えば、ボトル水の購入など。

B/C = 1.4（便益：約25.8億円、費用：約18.5億円）

#### 【総務省の疑問点】

- 評価の継続性などの観点から、前回の評価から 便益算定方法を変更したことの説明を十分に行うべきではないか。
- 今回の便益算定方法は回避支出法によるとしているが、マニュアルにおける回避支出法の記述から回避支出法による読み取ることは困難ではないか。



#### 【厚生労働省の対応】

- 算定方法を変更した経緯は再評価書において説明すべきであり、説明の必要性について、マニュアルの中で明記するよう改定する旨が示された。
- 今回の再評価ではマニュアルにおける回避支出法を準用したが、回避支出法と代替費用法の区分については改めて整理する旨が示された。

## 2 費用対効果分析マニュアルに不備等があるもの

### 水道水源開発施設整備事業（<sup>うちのみ</sup>内海ダム）（香川県）〔厚生労働省〕

（事業概要） 渇水への不安・被害を軽減するため、内海ダム再開発に参画し、新たに1,000m<sup>3</sup>/日の水道用水を確保し、小豆島町上水道の安定供給の確保を図る

（事業費） 8.9億円

（事業期間） 平成16年度～23年度

#### （評価の概要）

- 本事業の便益（ダムがない場合の渇水被害額）を算出するに当たっては、「節水率」を算定する必要がある。
- 水道事業の費用対効果分析マニュアルにおける節水率の算定式は、算定事例と資料集とで記載されている式が異なっており、小豆島町は、このうち資料集の式を用いている。

#### マニュアルにおける節水率の記述

- ・ 算定事例における記述  
$$\text{節水率} = (1 - \text{既存の水源量} / \text{日別給水量}) \times 100$$
- ・ 資料集における記述  
$$\text{節水率} = (\text{日別給水量} / \text{既存の水源量} - 1) \times 100$$

小豆島町は資料集の式を用いている

B/C = 1.79（便益：約17.8億円、費用：約9.9億円）

#### 【総務省の疑問点】

- 節水率の算定に際し、小豆島町は、資料集の式を用いているが、当省が確認したいくつかの自治体は算定事例の式を用いている。どちらの式を採用すべきなのか。



#### 【厚生労働省の対応】

- マニュアルの資料集における節水率の定義は誤りであるため、資料集の記述を修正する旨が示された。
- 本事業では、資料集にある誤った節水率の定義にしたがって費用対効果分析をしていたため、改めて検証した上で、再評価書が修正されることとされた。なお、B/Cは、現在の結果からは大きく変わらない見込みとのことである。

### 3 費用対効果分析の評価手法に疑義があるもの

ひじょうの

#### 日居城野運動公園整備事業（岩手県）〔国土交通省〕

（事業概要）花巻市のスポーツ・レクリエーションの拠点として計画されており、赤松林のある豊かな自然環境を生かし、市民の体力向上や健康の維持増進と憩いの場を提供する

（事業費）120億円

（事業期間）昭和52年度～平成24年度

#### （評価の概要）

本公園は、陸上競技場、野球場、体育館、テニスコートといった利用に当たって受益者負担として利用料を求める公園施設が多数整備されている。このため、公園のもたらす効果として、過年度より蓄積された利用者数等の実績値を活用した手法を用いて費用対効果分析を行っている。

便益及び費用が現在価値化されていない。

#### 【便益の内訳】

使用料	2億円
間接的利用価値	409億円

#### 【費用の内訳】

投資事業費	114億円
維持管理費	16億円

#### 【間接的利用価値の計算方法】

利用者時給 X 公園利用関係時間 X 利用者数  
(1,200円/時間) (120分) (17,044千人)

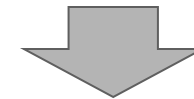
9,200円※/8時間=1,150円/時間  
であるが、100円単位にまるめている。

※ 9,200円は「平成20年度公共工事設計労務単価（基準額）」の岩手県における軽作業員の所定労働時間内8時間当たりの単価。

B/C = 3.2（便益：約411億円、費用：約130億円）

#### 【総務省の疑問点】

- 費用対効果分析に当たって、現在価値化がなされていないのではないか。
- 利用者時給の単価は100円単位ではなく適切な額を設定するべきではないか。



#### 【国土交通省の対応】

- 総務省の指摘を踏まえ、「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」を用いて再度評価を実施する旨が示された。

## 4 費用対効果分析の前提となる需要予測等に疑義があるもの

### 小本港小本浜地区国内物流ターミナル整備事業（岩手県）〔国土交通省〕

（事業概要） 鉱産・林産資源等の物流機能の強化を図ること等を目的として小本港を整備

（総事業費） 36億円

（事業期間） 昭和59年度～平成27年度

#### （評価の概要）

小本港の防波堤、岸壁等を整備することにより、岩泉町などの背後地域から産出する鉱山資源を移出することができるようになることから、代替港として宮古港を経由した場合との陸上輸送コストの差を便益として計上している。

砕石業者をはじめとする企業ヒアリングにより、目標年（平成28年）における貨物量を確認し総計を18.1万トン／年と推計。

（砕石17.0万トン、原木、チップ0.9万トン、非金属鉱物0.2万トン）

総便益 80億円

#### 【便益の内訳】

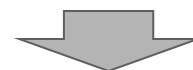
陸上輸送コストの削減便益	約79億円
残存価値	約1億円

総費用 62億円

B/C = 1.3

#### 【総務省の疑問点】

- 同港を利用する唯一の港湾利用企業である砕石業者が操業を停止したとの報道あり。  
平成20年10月から同港の出荷実績がない。
- 社会経済情勢の変化等により当該事業の便益の根拠に疑問があることから、**速やかに事実関係を確認し、再評価を実施すべき**ではないか。



#### 【国土交通省の対応】

- 平成20年度再評価の需要予測の前提となったヒアリング対象企業以外にも新たに企業進出の動きがあることから、岩手県では平成22年度に開催される岩手県大規模事業評価委員会専門委員会に現状について報告し、委員会からの意見を踏まえ**再評価を実施するか否かの検討**を行うこととしており、この検討結果を踏まえて対応する旨が示された。

## 5 費用対効果分析に当たり一部費用が未計上であるもの

### 一般国道434号 徳山～錦バイパス（山口県）〔国土交通省〕

（事業概要）異常気象時に通行規制が指定されている幅員狭小、線形不良の隘路区間を解消し、安全で円滑な交通の確保を図る

（事業費）118億円

（事業期間）平成4年度～23年度

#### （評価の概要）

「一般国道434号 徳山～錦バイパス」は、山口県周南市須万を起点とし、山口県岩国市錦町広瀬に至る延長12.8kmのバイパス整備事業。

平成12年度、15年度、17年度、20年度と段階的に供用が開始されてきており、12.8kmのうち5.1kmが部分供用されている。



#### 【便益】

部分供用及び全線供用開始年次ごと（平成12年度、15年度、17年度、20年度及び23年度）にそれぞれ40年間計上。

#### 【費用】

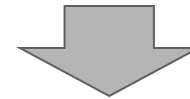
維持修繕費を平成23年度から計上。

部分供用に伴い発現した便益に対応する維持修繕費が費用に計上されていない。

B/C = 1.3（便益：216億円、費用：170億円）

#### 【総務省の疑問点】

- 部分供用に伴い発現した便益に対応する維持修繕費を費用に計上すべきではないか。



#### 【国土交通省の対応】

- 総務省の指摘のとおり、部分供用に伴い発現した便益に対応して平成12年度より維持修繕費を費用に計上すべきとの認識が示された。

平成12年度より維持修繕費を計上する場合、費用が170億円から172億円へ増加することから評価書が修正される。なお、B/Cは1.3のまま変わらないことが確認された。

## II 一般政策

### 1 目標の達成度合いが低調であるにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの

#### 産業保安(高圧ガス等保安対策事業)〔経済産業省／事業評価(事後)〕

(政策の概要) 高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、技術の進歩や環境変化を踏まえた高圧ガス保安技術の基準作成や、事故情報の統計処理・解析、高圧ガス設備の耐震設計のあり方についての調査研究を行う

#### (評価の概要)

<平成20年度事後評価書: 事業の目標及び指標>

産業活動における事故件数の減少、事故による死傷者数の減少を目指す

<平成20年度事後評価書: 目標・指標の推移>

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
高圧ガス保安法関係事故(災害)件数	146	157	165	193	285

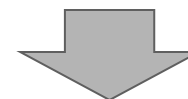
「高圧ガス保安法関係事故(災害)件数」は増加傾向にあり、目標達成には至っていない。

しかしながら、目標が達成されていない原因等に関する分析がなされていない。また、「事故による死傷者数の減少」のデータが明らかにされていない。

さらに、事業の実施により期待される効果が得られていないにも関わらず、今後の方向性では、事業の継続が必要とされている。

#### 【総務省の疑問点】

- 効果の発現状況を踏まえれば、なぜ目標が低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行った上で評価結果を導くべきではないか。



#### 【経済産業省の対応】

- ①確定情報を踏まえた直近の事故件数・死亡者数、及び②基本的な設備管理や保安管理教育がなされていれば防止することができたと考えられる事故も含まれていることから事故情報及びその再発防止策などの情報をより有効に活用できる環境整備が重要である等原因分析及びその結果を踏まえ、評価書を修正する旨が示された。



## 2 目標の達成見込みがないにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの

### 大気・水・土壌環境等の保全（大気環境の保全）〔環境省／実績評価〕

（政策の概要）固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。

#### （評価の概要）

指標の一つである「燃料電池自動車の普及台数（目標年度：平成22年度、目標値：50,000台）」について、本年度評価書では平成19年度時点での達成状況が極めて低調であり、また、直近5年間で実績値がほぼ横ばいで推移する結果となっているにもかかわらず、特段の分析や今後の方策についての検討がなされていない。

（燃料電池自動車の普及台数）

単位：[台]

H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標年	目標値
50	61	60	50	42	調査中	H22年度	50,000

平成22年度での目標値50,000台に対し、平成19年度までの実績値が目標値を大きく下回っている。

目標達成が難しいにもかかわらず、評価書において特段の分析及び今後の方策の検討がなされていない。

#### 【総務省の疑問点】

燃料電池自動車の普及が低迷している原因を分析した上で、分析結果を適切に反映した今後の方策を検討すべきではないか。

#### 【環境省の対応】

①燃料電池の性能向上、低コスト化の研究開発の成果が本格的な実用化の段階に至っていないことなどにより、燃料電池自動車に係る車両価格が極めて高い、燃料電池の耐久性がないなどの課題が依然として解消されていないという目標未達成の原因、及び②政策体系の再構築やその実現手段（関連施策及び事務・事業）の見直し等の今後の方策を明らかにするため、本年度の評価書を修正する旨が示された。

### 3 評価結果の判定根拠の説明が不十分であるもの

#### 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実〔金融庁／実績評価〕

（政策の概要）金融経済教育の充実、金融行政に関する広報の充実等により、各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについての利用者の理解を進める

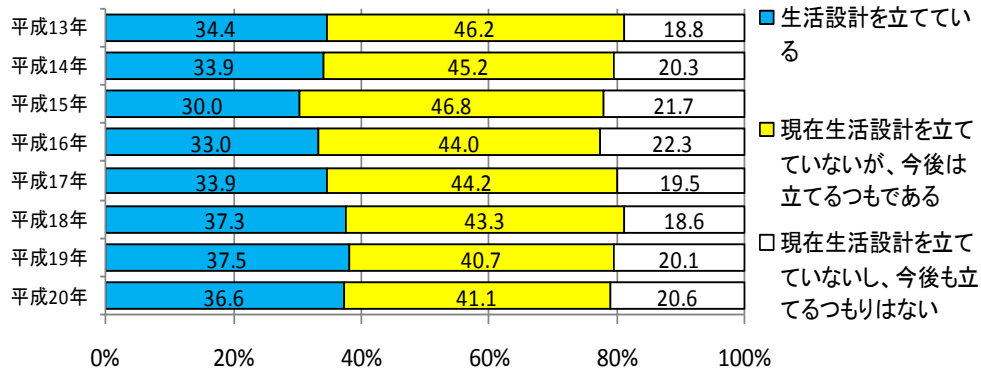
#### （評価の概要）

測定指標：「国民の金融知識の状況」（前回調査時より向上・20年度調査実施時点） 他3指標



（測定結果）

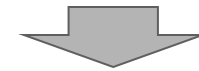
「家計の金融行動に関する世論調査」（金融広報中央委員会実施）における「生活設計を立てている者の割合」で測定



測定結果では、一見すると指標の測定値は頭打ちの傾向にあるが、国民の金融知識への関心は高まっていると評価

#### 【総務省の疑問点】

本評価において、測定指標（生活設計を立てているものの割合）は頭打ちの傾向にあると思われるが、国民の金融知識への関心が高まっていると判断した合理的な理由について評価書に明記すべきではないか。



#### 【金融庁の対応】

- 「生活設計を立てている」と回答した世帯の比率は、20年では僅か0.9%ながら初めて減少しているが、平成15年以降19年までの間は、微増ながら一貫して増加基調にあったことなどを総合的に勘案し、「総じて」国民の金融知識への関心が高まっていると評価。
- 総務省の見解を踏まえ、今後の評価においては、測定結果を分析した内容について国民に分かりやすく説明していく旨が示された。

## 4 政策効果を測定するために十分な指標が設定されていないもの

### 女性医師支援センター事業〔厚生労働省／事業評価（事後）〕

（政策の概要）「女性医師バンク」において再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋などを行うことなどにより、女性医師の再就業を支援する

#### （評価の概要）

本事業に係る平成17年度の事前評価では、「再就業件数」、「女性医師バンク登録者数」及び「再就業支援件数」を指標として設定していた。

今回の事後評価においては、「就業女性医師数」及び「再就業支援件数」を指標として設定している。

#### 事前評価(平成17年度) における指標

- ・再就業件数
- ・女性医師バンク登録者数  
目標値:2,500人
- ・再就業支援件数  
目標値:200件

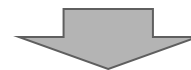
#### 今回の事後評価 における指標

- ・就業女性医師数
- ・再就業支援件数

「就業女性医師数」では、本事業の政策効果である女性医師の再就業の状況を把握することはできない。

#### 【総務省の疑問点】

今回の事後評価においては、「再就業件数」という、本事業の政策効果を説明するための重要な指標が設定されていない。



#### 【厚生労働省の対応】

「再就業件数」を指標に加えることを含め、どのような指標を用いることが適切か検討する旨が示された。

## 評価の内容点検の結果見出された一般的な課題

### 【公共事業】

- 費用対効果分析マニュアルに関して留意すべき事項
  - ・ 費用対効果分析マニュアルについては、不備がないかなど必要な見直しを行い、費用対効果分析を行う際の有効な手引書となるようにしていく必要がある。
  - ・ 費用又は効果を算定する適切な手法が確立していないものについては、その算定手法の確立に向けて知見の蓄積等を進めることが望まれる。
- 費用対効果分析の方法に関して留意すべき事項
  - ・ 費用対効果分析マニュアルと異なる方法による評価を行う場合には、その必要性、妥当性等について十分に検討を行う必要がある。
- 需要予測等に関して留意すべき事項
  - ・ 需要予測等については、その根拠となる前提条件が現実的なものであるかについて検証を十分に行い、過大又は過小な推計にならないよう留意する必要がある。
- 費用対効果分析の実施に当たって留意すべき事項
  - ・ 費用又は効果の算定の基準年、起算年、期間等を正しく設定し、また、すべての費用を遺漏なく算入して費用対効果分析を行う必要がある。
  - ・ 費用又は効果の算定に使用する単価等のデータについては、その妥当性等について十分に検討を行う必要がある。
  - ・ 再評価に当たり便益又は費用の算定方法を変更する場合等には、その理由の説明に努める必要がある。

## 【一般政策】

### ○ 実績評価方式による評価に当たって留意すべき事項

- 政策効果を測定する指標については、当該政策効果を測定するために十分なものを設定する必要がある。また、当該政策効果を測定するために適切な水準となっており、かつ、当該水準はあらかじめ数値化等により具体的に特定する必要がある。
- 指標の測定方法の客観性を確保するため、データを加工して指標の測定に用いる場合には、適切な方法により行う必要がある。
- 目標の達成度合いが低調又は目標の達成見込みがないような場合は、なぜそうなったのかについて十分な原因分析等を行う必要がある。
- 設定した指標に係る測定の結果を踏まえ、評価の結果を導く論理を妥当なものとする必要がある。

### ○ 事業評価方式による評価に当たって留意すべき事項

- 政策効果を測定する指標については、当該政策の効果測定のために十分なものを設定する必要がある。
- あらかじめ設定した指標につき評価を行う必要があり、あらかじめ設定した指標を用いない場合は、その理由について説明する必要がある。
- 実際に得られた政策効果が低調であるような場合は、なぜ低調な水準にとどまったのかについて十分な原因分析等を行う必要がある。

## 平成19年度重要対象分野のフォローアップの状況

- 政策評価・独立行政法人評価委員会では、平成19年度重要対象分野である、①少子化対策（育児休業制度、子育て支援サービス、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組）及び②若年者雇用対策に関し、関係府省（内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）が行った評価について、課題を取りまとめ、20年11月、総務大臣に答申を行いました。
- 今回、これらの政策に関して平成21年度に関係府省が行った評価について、答申において示された課題への対応状況をフォローアップしました。

### （主な具体例）

#### ① 少子化対策

##### ・待機児童の解消（厚生労働省）

〔答申の概要〕 家族類型などを考慮した潜在需要の推計が求められる。

〔確認結果〕 市町村が家族類型ごとなどの潜在需要の把握を実施した。また、「子ども・子育てビジョン」を平成22年1月に閣議決定し、26年度までの目標値として認可保育所などの受入れ児童数241万人、3歳未満児の保育サービス提供割合35%を設定。

##### ・預かり保育の実施（文部科学省）

〔答申の概要〕 公立幼稚園などにおける未実施の理由の把握・検証が求められる。

〔確認結果〕 評価書では言及がなかったため対応状況を確認。平成22年度に行う「幼児教育実態調査」において調査する予定であることが示された。

#### ② 若年者雇用対策

##### ・フリーター支援（厚生労働省）

〔答申の概要〕 フリーター支援のサービスの充足状況やサービス対象者の属性の把握などが求められる。

〔確認結果〕 支援サービスの充足状況や効果的な支援策の検証について、既存調査を活用したフリーターの分析などを踏まえ、支援サービス対象者の属性把握も含めて分析を進める（平成22年度中目途）。

## 成果重視事業に係る政策評価の審査結果に基づく改善措置状況

- 総務省では、平成21年度に行われた13府省43件の成果重視事業に係る政策評価について審査を実施し、その結果を平成21年12月3日に関係機関に通知するとともに、公表しました。
- 「目標の内容が明らかにされているかどうか」など6つの項目から審査を行った結果、11府省18件の評価において、述べ25事項の課題を指摘し、当該指摘に係る評価書を修正するなど所要の改善措置を講ずるよう要請を行いました。

成果重視事業：①各府省の政策体系の中に明確に位置付けた上で、定量的な目標を立て、②厳格な事後評価を行うことにより、国民への説明責任を果たすとともに、③事業の性格に応じた予算執行の弾力化を行い、④その効率化効果を予算に反映するもの。

本報告の取りまとめ時点における改善措置状況を整理した結果の概要は以下のとおりです。

- ・ 評価書が修正された、又は今後評価書が修正される予定である政策評価は、6府省（内閣府、公正取引委員会、総務省、外務省、厚生労働省及び経済産業省）の7件（指摘した課題は延べ9事項）です。
- ・ 「目標の達成度合いの判定方法・基準が評価書で明らかにされていない」という課題を指摘した6府省（内閣府、公正取引委員会、金融庁、総務省、環境省、防衛省）の12件の政策評価については、評価の段階で判定方法・基準が定められていないため、現時点における評価書の修正は困難な状況にあり、平成22年度の評価に向けた実施計画の変更など、今後の成果重視事業に係る政策評価の取組において対応することとされています。

## 評価のやり方点検のポイント

目標が明確であるか、得ようとする政策効果が特定されているかなどにつき、点検

- 評価方式・分野別に整理・分析を行い、共通的な課題を提起(以下のとおり)
- 府省別に評価の枠組みや取組状況を整理・分析し、課題を提起

区 分		実施 府省	評価 件数	主な今後の課題
一 般 政 策	実績評価	15	269	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り数値化等により目標を特定。可能な限り検討を行ってもなお特定できないものは、総合評価や事業評価等への変更も検討</li> <li>・特に目標の達成度合いが低調な場合には、なぜ目標がそのような達成度合いにとどまったのかについて十分に原因を分析</li> </ul>
	事業評価	9	514	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような効果が発現したのものをもって得ようとする効果が得られたとするか、その状態を明確化</li> <li>・主に施策レベルの政策を対象とする実績評価に加え、必要に応じて事務事業まで掘り下げて分析を行う事業評価を積極的に活用</li> </ul>
	総合評価	9	101	<ul style="list-style-type: none"> <li>・得ようとする情報の内容に応じて、政策評価の設計を十分に検討</li> <li>・政策の見直しや改善に資する評価を行うため、政策の問題点の把握のみならず、その原因について掘り下げた分析</li> </ul>



区 分		実施 府省	評価 件数	主な今後の課題
義務付け 4分野の 政策	研究開発	7	689	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな大綱的指針に沿った研究開発評価指針を策定し、評価方法の明確化等により評価を実施</li> <li>・ 研究開発施策について、研究開発評価指針に基づき積極的に評価を実施</li> </ul>
	公共事業	6	5,182	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を実施</li> <li>・ データや関係情報についての情報公開、情報へのアクセスの利便性を確保</li> </ul>
	政府開発 援助	1	66	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前評価における効率性の観点からの評価の充実</li> <li>・ 事前評価における成果目標の達成水準の明確化</li> <li>・ 未着手・未了案件の事後評価における評価内容の充実</li> </ul>

(注) 規制の事前評価については、別途審査を実施

## 各府省が行った政策評価の件数（合計 6,948(4,036)件）

評価対象政策		事前評価 (1,611(1,314)件)	事後評価(5,337 (2,722)件)
一般の政策 884件 (662件)	政策・施策		実績評価 269(277)件 総合評価 101件 (112)
	事務事業	政策決定前 事業評価 305(232)件	継続・完了 事業評価 209(41)件
義務付け4分野の政策 6,064件 (3,374件)	事務事業	公共事業評価 968(763)件	公共事業評価 4,214(1,671)件
		研究開発評価 200(146)件 ODA評価 49(43)件 規制評価 89(130)件	研究開発評価 489(596)件 ODA評価 17(25)件 規制評価 38件

(注1) 平成21年1月1日から12月31日までの間に各府省が総務省に送付した評価書の件数を計数したもの（括弧内は平成20年の値）

(注2) 政策決定前事業評価は、事前評価が義務付けられている研究開発、公共事業、ODA及び規制に係るものを除外して計数した

(注3) 前ページの「評価件数」は、やり方点検の対象とした件数（施策レベルの評価に含まれる事務事業単位のものについて審査を行ったもの等を含む。）であり、上記の件数とは必ずしも一致しない。

## 〔本件連絡先〕

総務省行政評価局 客観性担保評価担当室

政策評価官 : さい き しゅう じ 佐 伯 修 司 (内線 : 2 9 1 3 2)

調 査 官 : あら き けん じ 荒 木 健 司 (内線 : 2 9 1 0 0)

上席評価監視調査官 : さい とう とし ひこ 齋 藤 敏 彦 (内線 : 2 2 5 4 8)

電 話 (直通) 0 3 - 5 2 5 3 - 5 4 0 3、5 4 6 2

(代表) 0 3 - 5 2 5 3 - 5 1 1 1

F A X 0 3 - 5 2 5 3 - 5 4 6 4

インターネットによる問い合わせ

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>